

新型コロナウイルス感染防止対策について

令和3年1月15日

受講申込者の皆様へ

公益社団法人 愛媛労働基準協会

この度は当協会の講習会をご利用いただきありがとうございます。

当協会では新型コロナウイルス感染防止について、接触感染防止と飛沫感染防止を徹底しています。具体的には、机やイス、ドアノブ等の手指が振れる可能性のある部分は講習のたびに消毒するとともに、「密集」回避策として受講定員を会場定員の50%以下に制限し、「密接」回避策として受付時はビニールシートで隔離し、長机に1人掛けで縦列左右交互の配席として受講者間の距離を確保し、「密閉」回避策として出入口は常時開放し、概ね1時間毎に窓を開放することで換気に努めています。実技講習や討議では講師や受講者が接近して対面する場合はフェイスシールド装着にて密接を回避しています。

また、受講者の方にも、発熱等で体調不良の場合の受講辞退、受講時のマスク完全着用、小まめな手洗いや手指消毒の励行等にご協力いただいで感染防止に万全を期してまいりました。

この度、11都府県に緊急事態宣言が発令され、県内でも感染者が多数発生していることから、より徹底した感染防止対策を講じるため、受講日の3日以内に37.5℃以上の発熱があった方、受講日の2週間以内に緊急事態宣言発令地域（緊急事態宣言に準じる地域を含む。）に滞在した方は受講を控えていただくようお願いすることといたしました。

今後とも、皆様に安心して受講していただくため、感染しない・させない対策を徹底してまいりますので、なにとぞ皆様のご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後とも感染状況に変化がありましたら、その都度改定いたしますので、ご承知置きください。

新型コロナウイルス感染防止のお願い

受講者の皆様へ

公益社団法人愛媛労働基準協会

本日は当協会の講習会をご利用いただきありがとうございます。

県内外で新規感染者が多発しておりますので、受講者の皆様には以下の対応をお願いします。

- 「感染者、感染の恐れのある方」、「3日以内に37.5℃以上の発熱があった方」、「2週間以内に緊急事態宣言発令地域（準じる地域を含む。）に滞在した方」は、受講を辞退してください。

「感染の恐れ」とは、風邪様の自覚症状の他2週間以内に感染者等と濃厚接触があった方をいいます。

上記の状況や症状等が確認できた場合は、当日の受講辞退であっても受講料はテキスト代、振込手数料を除き全額返還いたします。

- 受講中は、全員マスクを着用した上で、咳エチケットを遵守してください。

自覚症状のない方でも感染している場合が考えられますので、飛沫感染防止のため、受講中は常時マスクを着用するとともに咳エチケットの遵守もお願いいたします。

マスクは受講者ご自身でご用意ください。（事務局でも若干の予備のマスクを用意していますので、必要があれば事務局に申し出てください。）

- 講習の前後と講習中は、備え付けの石鹸や消毒液でこまめに手洗いや消毒をしてください。

ウイルスはドアノブなどを介して接触感染しますので、受講受付前、受講中は必要の都度、受講終了時には、石鹸や消毒液等で手洗いや消毒を励行してください。

※ その他、お困りごとがある方は、講習を開催する当協会本部または各支部にご相談下さい。